

とくしま新未来DX推進体制支援事業委託業務仕様書

1 目的

本仕様書は、本県が実施するとくしま新未来DX推進体制支援事業委託業務の実施について、必要となる各種事項を定めることを目的とする。

2 業務名

とくしま新未来DX推進体制支援事業委託業務

3 履行期間

契約の締結日から令和9年3月31日まで

4 業務の目的

更なる人口減少と少子高齢化が見込まれる中、複雑・多様化する行政課題に対応し、住民の利便性向上と人的資源の最適配分を両立させるためには、DXの推進が不可欠である。

そこで、全国的に官民間問わずDX専門人材が不足する中、着実にDXを推進するために、市町村と連携したDX推進体制を構築し、市町村に対する支援を行う本県の取組を支援する。

5 委託業務内容

(1) 相談窓口の設置

市町村がDXを推進する上で生じた課題に対する相談窓口を設置すること。

相談窓口は常設設置を基本とするが、状況に応じ、日時・時間帯を決めた上で設けることができるものとする。なお、県内全市町村から相談を受けることができるよう、本県と相談の上、積極的に働きかけを行うこと。

(2) 支援計画の策定及び伴走支援の実施

令和7年度のとくしま新未来DX推進体制支援事業委託業務において実施した市町村ヒアリング及び課題分析の結果を踏まえて、8市町村程度に対して伴走支援を行うこと。

ヒアリング及び分析結果は、本業務の範囲内でのみ活用するものとし、委託契約締結後に受託者に提示する。なお、企画提案に当たっては別紙「市町村の課題概要」を参照すること。

原則、令和7年度の伴走支援対象市町村（※）以外を対象とすること。

※ 小松島市、阿南市、吉野川市、佐那河内村、石井町、那賀町、美波町、藍住町、上板町、東みよし町

支援を希望する市町村を本県とともに選定し、次の支援を行うこと。なお、希望市町村が8に満たない場合は、本県と相談の上、掘り起こしを行うこと。

① 支援計画の策定

伴走支援対象市町村の意向に沿った支援内容を提案し、当該市町村の事情やニーズを踏まえた支援計画書を作成し、提出すること。

② 伴走支援対象市町村への伴走支援の実施

①で作成した支援計画書を基に、DX専門人材を派遣し、原則、対面による伴走支援を実施すること。

【支援策の例】

- DXの意識醸成
- DX計画・方針の策定、見直し
- DX人材育成・研修の進め方
- 業務見直し（BPR等）
- AI・RPA導入
- システム導入・更新
- その他

(3) スケジュール (案)

	令和8年										令和9年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
契約締結			★										
相談窓口の設置				→									
支援計画の策定				→									
伴走支援の実施					→								

6 業務実施体制

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり、委託業務全体を統括する責任者（以下「責任者」という。）を配置し、効率的な業務管理を行うこと。
- (2) 受託者は、業務遂行における体制を明確にし、作業に従事する者（責任者を含む。）の氏名及びその連絡先を明記した作業体制図を契約締結後、速やかに提出すること。
- (3) 受託者は、本県との連絡を速やかに行うことができる連絡・調整体制を支援すること。また、業務の実施に当たっては、本県と綿密に打合せを行い、進捗に応じてその都度必要な情報提供を行うなど、当該業務を適正に執行すること。

7 実施計画書等の提出

- (1) 受託者は、本業務の履行に当たり、あらかじめ実施計画書を提出すること。
- (2) 受託者は、実施計画書の提出に当たり、打合せを行い、実施計画書の内容について、説明を行うこと。
- (3) 実施計画書と併せて、本業務に関わるDX専門人材の氏名や経歴、得意領域等を一覧にした資料を提出すること。

8 進捗報告

受託者は、月に1回進捗状況を整理した月次報告書を提出し、本県に説明すること。

9 成果品

次の表に掲げる成果品を本県が指定する期日までに正本一部及び電子データで納品しなければならない。なお、成果品の内容の詳細については、本県と別途協議の上、決定するものとする。

- | | | |
|-----------------|-------|--------------------|
| (1) 業務実施体制図 | (提出期限 | 契約締結後、速やかに) |
| (2) 業務実施計画書 | (提出期限 | 第1回打合せ実施時) |
| (3) 市町村伴走支援計画 | (提出期限 | 伴走支援対象市町村決定後、速やかに) |
| (4) 県・市町村打合せ議事録 | (提出期限 | 随時) |
| (5) 月次報告書 | (提出期限 | 当月分を翌月15日まで) |
| (6) 業務完了報告書 | (提出期限 | 令和9年3月31日まで) |

10 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、本県と協議の上、決定するものとする。